

清代乾隆年間における官僚と塩商(一) : 塩引案を中心として

滝野, 正二郎
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24591>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 15, pp.83-106, 1986-12-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

清代乾隆年間における官僚と塩商（一）

—— 両淮塩引案を中心として ——

滝野正二郎

はじめに

中国前近代、特に明清社会において、その国家及び社会を支えた主要な交通路は大運河と長江であった。大運河は経済先進地域である江南と、政治的・軍事的に重要な地域である華北とを結ぶ南北経済流通の主要な交通路であり、また長江は、その経済先進地、江南と、これと社会的分業をなす地域である江西・湖広・四川等とを結ぶ主要な交通路であった。この二つの交通路が交叉するのが、揚州を中心とする両淮地方である。加えて、揚州の北方、淮北の淮安において、西北方から黄河、西方から淮河が、それぞれ大運河に流入しており、この点からも、全中国の広域経済流通においてこの地方が占める重要性は非常に大きなものであったといえるであろう。この地方における物貨流通の状況を探ることは、全中国的な広域経済流通を考えるうえで、非常に重要な意味を持っていると思われる。

前近代社会の広域経済流通において、国家がその重要な契機を保有している場合があるが、中国も、その一つである。中国は広大な領域を中央集権によって統一している国家であるがゆえに、広域経済流通に対して重大な関心を寄せ、直接的・間接的にそれを管理しようとし、或いは、それを自らの財政運営に利用してきた。明清時代において例を挙げるとすれば、筆者が前稿¹⁾で扱った常関（鈔関）制度や、糧米を南から北へ輸送する漕運制度がそれにあたるといえよう。こうした国家と流通・遠隔地商業との関係を探ることは当該国家の財政の一端を明らかにするとともに、そうした国家の基盤にある社会の一面をも明らかにすることができると思われる。

清朝国家が物資流通に関係を持ったものとして、先述した以外にも塩政があげられる。塩は、人間の生活に欠くことができ

表1 乾隆9～32年の塩政と塩運使

	塩政	運使
乾隆9	吉慶	朱統暉
10	〃	〃
11	〃	〃
12	〃	舒隆安
13	〃	〃
14	〃	〃
15	〃	郭一裕
16	〃	何燭, 吳嗣爵
17	普福	吳嗣爵
18	〃	盧見曾
19	吉慶	〃
20	普福	〃
21	〃	〃
22	〃	〃
23	高恒	〃
24	〃	〃
25	〃	〃
26	〃	〃
27	〃	趙之璧
28	〃	〃
29	〃	〃
30	普福	〃
31	〃	〃
32	〃	〃
33	尤拔世	鄭大進

一、事件の経緯

ないものであるとともに、産地が限定され、専売及び課税が比較的容易であるというのが、専売制を施行した一つの理由ではあるが、また一つには、山西商人・新安商人といわれる明清代の代表的商人集団の中核に塩商が位置しているように、塩は遠隔地商業において流通させられる商品の中で重要な位置にあり、これを把握することは、商業を把握するうえで効果があると目されたと思われる。

こうした清朝塩政の中で両淮塩区は中国広域経済流通の要に位置し、その行塩区内に、江蘇・安徽・江西・河南・湖北・湖南・貴州七省、約二百六十州県庁を含み、百六十八万余引を額引として、清朝各行塩区中最大の規模を誇っていた²⁾。本稿では、乾隆三十三年、この両淮行塩区において発覚した「両淮塩引案」等と呼ばれる疑獄事件を素材として、その塩政にたずさわる官僚及び塩商の行動・人間関係を分析し、清朝国家(社会)における「官」と「商」の関係について考察してみた³⁾。

両淮塩引案は、吉慶・高恒・普福の三人が相い継いで両淮塩政となった乾隆十年代から三十年代初頭にかけて、塩引の預提

に関連して発生した不正事件である。塩引の預提について佐伯富氏は次のように説明されている。「乾隆時代は塩務の極盛時代で、額引は全部暢銷して不足したので翌年の塩引を繰上げて商人に与へた。これを予提と称した⁴⁾」。つまり、塩引には、毎年暢銷すべき額が定められているが、それが乾隆年間には不足したため、翌年の額引の「前借」が行なわれ、これを塩引の「預(予)提」といったのである。なお、

乾隆十年から三十三年までの塩政・運使は同治『兩淮塩法志』卷三四、職官によれば表1のとおりである。

まず、この事件の経緯を追っていくことにしよう。この事件が最初に発覚したのは乾隆三十三年五月末の兩淮塩政尤拔世の奏によるものである。『高宗実録』（以下『実録』と略す）乾隆三十三年六月癸亥には次のようにある。

癸亥：（中略）、又諭、拠尤拔世奏称、上年普福奏請、予提戊子綱引目、仍令各商每引繳銀三兩、以備公用。共繳貯運庫銀、二十七萬八千兩有零、普福任内、共支支過銀八萬五千兩、其余現存十九萬兩、請交内務府查取等語。

すなわち、前塩政普福任内に、預提塩引に対して毎引三兩の繳銀を割りつけて徴収し、それを公用にあてていたが、その残りが、十九萬兩あり、それを内務府に査収していただきたいと尤拔世は上奏したのである。この奏によって問題になったのは、この預提塩引每引三兩の繳銀が奏明を経ずに行なわれていたことであつた。しかも、塩引の預提は、乾隆十一年から二十年間にわたり、毎年二十萬〜四十萬引も行なわれていたために、そのすべてについて毎引三兩を繳銀させていたとすると、総計は実に一十萬兩に上ることになる。そこで、乾隆帝は、尤拔世及び江蘇巡撫彭宝に対して、速やかにこの事件を徹底清查するように命じた。これに対して兩人は揚州での訊問の結果を次のように報告している。

查、普福任内予提丁亥綱銀、十八萬九千兩、曾開銷銀八萬四千兩。惟是、予提引張銀兩、一切俱係總商經手、因伝喚總商詳訊、并令其開出清單。查、歷年提引各商、共獲余利銀、一千九十餘萬兩。拠称、歷年弁貢及予備差務、共用過銀、四百六十七萬兩、尚有各商未繳余利銀、六百數十餘萬兩。

これによれば、余利銀——預提塩引每引三兩が付加されたもの——の総計は一千九十餘萬兩に及び、貢物の買弁や差務にそなえる銀が四百六十七萬兩開銷されている外、六百數十萬兩が未だ塩政衙門には納められていないのである。この六百數十萬兩については、これに続けて、

伏思、此項銀、必与塩政等、有暗行餽送情弊。

とあるように、密かに塩政へ送られていたと予想されたのである。その額については、

拠總商黃源德・江広達等供称、辛巳綱、兩次繳過高塩政銀、八萬五千九百兩、丙戌綱、又送銀四萬兩、乙酉綱、又送銀一萬兩、均係管事人顧蓼懷經手收進。

とあり、塩政高恒に十三萬兩余が顧蓼懷という人物を通じて送られていたことが明らかになっている。顧蓼懷は高恒の「家

人」ではないかという疑いがもたれたが、高恒の自供によれば、

「⁽⁸⁾ 拙称、顧蓼懷並非家人。係從前自蘇州聘來弁貢之人。一切事務、皆其經手。此時想現在蘇州等語。

とあり、家人ではなく、蘇州から、貢物徴達の事務の為に招いた人間であるとしている。この顧蓼懷についても、揚州において取調べが行なわれたが、

「⁽⁹⁾ 拙顧蓼懷供称、自乾隆二十三年四月起、至二十七年閏五月、陸續收過黃源德等五商交付銀四万八千四百五十九兩、並收過洪充実銀三万兩、又於乾隆三十年八月內收過汪啓源銀一万兩、俱係我經收、是實。至洪充実名下預提辛已綱、另有七千五百兩。又預提丙戌綱繳送高塩政、置弁班務行頭銀四万兩、並非我經手、要問高塩政管総家人張文学的。再我又乾隆二十五年收過黃源德等五商銀、七万一千九百二十八兩、送交高塩政、即發弁物件応用、此係黃源德等前供遺漏未開的。我通共經收銀、有一十六万三百八十七兩、其余並無隱混。

とあり、高恒が収納した銀は總計二十万七千八百八十七兩あり、そのうちの十六万三百八十七兩が顧蓼懷の手を経たものであり、残りの四万七千五百兩は、高恒の家人張文学の手を経たことがわかる。

これらの報告に対して乾隆帝は満足しなかつた。それは、

「是前後積算、已及二十万兩之多。高恒身受朕恩、乃敢肆意侵漁、若此、殊出意料之外。但思此項銀兩、為數既多、其中或全係高恒入己、或係顧蓼懷代弁貨物、不可不分晰查究、俾款項分明、厘毫不致牽混。若僅含糊結局、尚不足以定高恒之罪。とあるように、高恒のもとに繳送されたという二十万兩余の銀兩が、すべて高恒によつて着服されたのか、それとも、貢物の買弁等に使用され、高恒が個人で着服したわけではないのか、双方あるとすれば、どの部分が前者で、どの部分が後者なのか、明白ではないというのである。これについては、これ以後、調査が進められ、顧蓼懷は京師に押送されて軍機大臣の訊問を受けた。

諭軍機大臣等、⁽¹⁰⁾ 拙彰宝等解到顧蓼懷一犯、並取具画押供詞、即交軍機大臣提訊。拙顧蓼懷供、經手銀十五万余兩、俱係代商人置弁物件、並無交与高恒收受情節、与揚州所取之供、全不相符。詰其因何供詞互異情由、則称、在揚州時、承審之揚州府知府、不准說是代弁物件、勒令供称繳進高恒署内等語。：（中略）：所有顧蓼懷供詞、及開出総帳、著寄交彰宝等、伝集衆商、詳細訊問、如顧蓼懷所供情節、及所開帳目、与当日原弁情形、悉皆符合、則無庸置問、該撫等即行取供奏聞、

若衆商指出顧蓼懷供詞不実、伊等另有証拠可憑、即令綵商等、公議出二人、隨楊魁等同來、與顧蓼懷質對、將此伝諭彰
寶・尤拔世、知之。

とあるごとく、軍機大臣の訊問を受けた顧蓼懷は自供を翻した。自分が経収した十五万余両は全て高恒のもとへ繳送したとい
う揚州での自供は、取調べにあつた揚州府知府楊魁らの強要によるものであり、事実は、それらの金は全て自分が商人の代
理として買弁するため使用した、というのである。この顧蓼懷の証言は塩商らの再度の自供とも符合しなかつたが、最終的に
は、次のような形で決着を見た。

軍機大臣等奏、兩淮提引一案、前因顧蓼懷到京供詞、與揚州所供不符。將承審之揚州府知府楊魁・甘泉県知果竜燦岷、及
總商江広達等、來京質對。緣顧蓼懷初到揚州時、因無高恒可質、即妄供交高恒收受。及至解京、又以無商人可質、即稱係
商人託令弁物。其美顧蓼懷經手之十五萬兩、係高恒託令向商支銀製弁物件、並非高恒尽行侵用、亦非商人託令代弁、承審
官委無用刑勒供情事、但不能細加詰問、殊屬疎忽、應將楊魁等及同審之道員、交部察議。從之。

すなわち、顧蓼懷が経収した十五万余の銀両は、商人に代わつて顧蓼懷が買弁したのでもなく、また高恒が全てを着服した
のでもなく、高恒が商人から銀を出させて「物件」(恐らく貢物)を買弁させるのに使用されたのである。この結果、高恒は、
銀三万二千兩を收受したということによって罪を定められることとなつた。

一方、普福に関して問題となつてゐるのは次のようなことである。

普福任内、則收受丁亥綱銀、私行開銷者、已八万余兩。

すなわち、八万余兩の「私行開銷」という点である。

普福について明らかになつてゐるのは、三度目に兩淮塩政に着いた任期中の三十一年・三十二年分の預提塩引余利銀の処理
についてである。『乾隆檔』第三一輯、一〇七頁、乾隆三十三年六月二十日の尤拔世・彰宝の奏摺に次のようにある。

……乾隆三十一年普福任内、預提丁亥綱二十五萬引、除准北五萬引、向來余利無多、不令繳銀外、其淮南二十萬引、普福
派給各商未繳銀者、計十三萬七千七百七十六引、其每引繳銀三兩者、計六萬二千九百二十四引、普福收銀十八萬八千七百七十
二兩、除在外開銷銀八萬四千六十七兩、其餘銀十萬四千七百四兩零。普福解交内務府銀、六萬九千二百七十七兩零、又解
内務府抵換金銀牌鏢計銀三萬五千四百二十六兩零。再乾隆三十二年、預提戊子綱、二十五萬引、除准北五萬引、向無余利

不令繳銀外、其淮南二十万引、普福派給各商領運、計十万七千二百九十五引、俱未繳銀、其余九万二千七百五引、係運司趙之璧護印任内、派商領運、每引繳銀三兩、共收銀、二十七万八千一百十五兩、除在外開銷銀、八万五千四百七十六兩零、其余十九万二千六百三十八兩零、即係臣尤拔世現在奏請起解之數。

これによれば、三十一年には丁亥綱六万二千九百二十四引について每引三兩、総計十八万八千七百七十二兩の余利銀を徴収した。そして、このうち十万四千七百四兩を内務府に解送し、八万四千六十七兩を在外開銷した。また、三十二年には、戊子綱九万二千七百五引について每引三兩、総計二十七万八千八百十五兩の余利銀を徴収しているが、この時、普福は揚州におらず、塩運司使趙之璧が塩政任務を代行していたので、普福の責任範囲外であるというのである。従つて普福の三度目の任内で問題になったのは、三十一年の「在外開銷銀」八万四千六十七兩である。これが先述したように「私行開銷」したものであるとされたのである。ここでもまた、普福自身が着服した分がいったいどれだけなのかということが問題となっているのだが、最終的には、

軍機大臣会同刑部議奏、原任兩淮塩政高恒・普福侵蝕塩引余息、高恒收受銀三万二千兩、普福私銷銀一万八千八百余兩、均¹⁶應照例擬斬、監候、秋後處決。顧蓼懷包攬漁利、忒依律擬絞、監候、秋後處決。從之。

とあるように、高恒は三万二千兩を收受し、普福は一万八千八百余兩を私に開銷したとして斬に処せられ、顧蓼懷も、買弁に關する包攬漁利の罪で絞に処せられたのであった。

前掲表1によれば、塩引の預提が問題となったこの時期、最も長く塩運司使の任に就いていたのは盧見曾である。この盧見曾は、この事件が発覚した時、既に離任し、故郷の山東省德州に帰っていたが、彼もこの事件に關係していると見て、調査が行なわれた。その結果、

而盧見曾亦查有令商代弁物件、不行發価銀一万六千余兩。

とあり、代弁の費用一万六千余兩を商人に渡さず、着服したほか、

刑部議覆、江蘇巡撫彰寶奏、原任兩淮塩運使盧見曾、隱匿提引銀兩、私行營運寄頓、照例擬絞、監候、秋後處決。忒如所奏。從之。

とあり、提引銀兩を隱匿し、それを商人に貸し与えて運用（¹⁸營運）させたり、他人に預けたりした罪で絞に擬せられている。⁽²⁰⁾

なお、盧見曾に関しては、興味深い事実がある。

疑獄事件が発覚すると、それに関係したと見られる官員については家産を調査してその差し押さえ(査封)を行なうが、盧見曾の德州での家産を調査した折、家中には銭数十千があるばかりで、金銀首飾・衣物もまたほとんど存在しなかった。これは事前に他家へ賫財を預け隠匿(奇頓)したためであった。ここで、この事件の発覚を事前に洩らした人物の存在が予測された。

大学士劉統勳等奏。審訊盧見曾寄頓賫財一案、先後究出向盧見曾認為師生之候補中書徐步雲、伊戚翰林院侍讀學士紀昀、并軍機處行走中書趙文哲、軍機處行走郎中王昶、漏洩通信、忝照例擬徒。其刑部郎中黃駿昌、信口伝説、業經革職、忝毋庸議。得旨、徐步雲与盧見曾、認為師生、此等緊要案件、敢於私通信息、以致盧見曾予行寄頓、甚屬可惡。著發往伊犁、効力贖罪。紀昀瞻顧親情、擅行通信、情罪亦重。著發往烏魯木齊、効力贖罪。余依議。

とあるによれば、盧見曾に機密を洩らしたのは候補中書徐步雲・翰林院侍讀學士紀昀・軍機處行走中書趙文哲、軍機處行走郎中王昶・刑部郎中黃駿昌であった。この中で注目されるのは徐步雲であり、彼は、揚州の書院において盧見曾とは師弟——盧見曾が師、徐步雲が弟子——の関係であり、また、紀昀は盧見曾の子盧謙の妻が自分の娘であることから、兩淮塩政における疑獄事件の発覚を盧見曾に密告したのであった。彼らは、先に見た通り徒罪に処せられている。

さらに、この事件の重要人物が一人いる。それは楊重英という人物である。

彼の経歴については、『乾隆檔』第三一輯、四二六頁、乾隆三十三年七月二十六日、尤拔世に次のようにある。

伏查、楊重英初任通州運判、至乾隆十九年閏四月陞授監掣同知、至乾隆二十五年六月卸事、計在監掣任内、六年有余。伊交卸監掣同知印務後、經塩政高恒奏准、留於兩淮弁差、於乾隆二十七年二月奉旨補授揚州府知府、在任三年、及陞任道司、又約有二載。伊在兩淮服官最久、塩政吉慶高恒・普福、皆為統轄上司相待俱好、其監掣任内之本官運司、惟盧見曾一人、縁盧見曾、係乾隆十八年到任、至二十七年九月卸事、楊重英与盧見曾、上下同官一氣十載、逢迎結納、朋比營私、誠如聖諭、実情理所必有。……(中略)……又抛各商供称、楊重英係吉慶喜悅保陞監掣同知……

つまり、彼は、乾隆十四年に通州運判に就任して以来、三十年まで、実に十六年の長きにわたって兩淮の地に在官したのであり、しかも、各塩政との関係もよく、吉慶からは保陞を受け、また、高恒からは、弁差のために揚州に留まるよう奏准を受けている。

『実録』乾隆三十三年七月戊戌に、

戊戌、諭軍機大臣等、拋彰宝等查奏、楊重英寄頓商衆營運、及交同知程堂收貯銀、共有五萬二千余兩。とあるように、彼は多額の銀兩を商人に預け運用（25）させていたのである。

また、彼は、『実録』乾隆三十三年八月丙辰に、

諭、拋彰宝等查出、楊重英於監掣同知任内、自乾隆十九年、至二十六年、勒詐兩淮商衆贓銀、三萬五千余兩之多。

とあり、塩商に強要して、銀兩を索取するなどのこともしていた。しかし、楊重英が如何に処分されたかについては、この史料の後文に、「逐一查明、嚴加議処」とあるばかりで、最終的にいかに結審したかについて、管見の限り、『実録』には、その記述がない。

最後に、商人の処分について見てみよう。

当然、商人らがこの事件以前に得た職銜は剝奪されてはいるが、塩商として營業することは認められている。但し、預提塩引に関わる余利銀等の分賠が命ぜられたのである。この節の冒頭に述べたように、預提塩引に每引三兩ほど付加される余利銀には、六百数十万兩の未繳分があり、これに、一応開銷されてはいるものの「浮開」とみなされるもの、また、各塩政及び家人等に着服されるなどしたものを加え、総計一千四万一千七百六十九兩六錢を分賠することが命ぜられている。26しかし、『清史稿』卷二二三、食貨四によれば、

其款勒商追賠、至四十七、四十九兩年、乃先後豁免三百六十三万二千七百兩有奇。後遇大經費、商人但藉輸將之數、分限完納。一二限後、率皆拖欠。

とあり、結局は完賠されなかったようである。

『実録』を中心として、この事件を概観してきたが、この事件には、塩政の差遣傾向、塩引の預提と貢物の買弁、營運生息銀等の問題がある。次節からは、これらについて具体的にみていくことにする。

二、康熙と乾隆期の関差及び塩政の差遣傾向

まず、この事件の中心人物である高恒と普福の経歴を見てみよう。

高恒、字立齋、滿州鑲黃旗人、大學士高斌子

乾隆初 戶部主事（以廢生）

戶部郎中

山海關監督

淮安關監督

張家口監督

署長蘆塩政

天津總兵

22 兩淮塩政

29 上駟院卿（仍管兩淮塩政）

30 署戶部侍郎

總管內務府大臣

32 署吏部侍郎⁽²⁷⁾

普福、滿州鑲黃（正黃）旗人⁽²⁸⁾

乾隆 14 淮安關監督（以內務府六庫郎中）

17 兩淮塩政

19 長蘆塩政

20 兩淮塩政

22 淮安關監督⁽²⁹⁾（ \sim 28年6月18日）

28 \sim 29 不明。

29 蘇州織造（兼管滄墅關監督）

30 兩淮塩政

右によってわかる通り、この兩人は長年にわたり、各塩政・常関監督を歴任したという経歴上共通の特徴を持っている。ここで、この「兩淮塩引案」の背景の一つとして、康熙・雍正・乾隆期における常関監督差遣の傾向を見ていくことにしよう。⁽³¹⁾ 乾隆年間における常関監督任命の種別について乾隆『大清会典』（以下『大清会典』は編纂年号によって『乾隆会典』等と略す。）巻一六、戸部、関税には次のようである。

凡直省関務、或差京官監督、或以督撫総理、或以將軍・織造・塩政兼理。京差由部疏請、歳周更代。督撫委所属道府専司之、具疏以聞。

つまり、①京官の差遣によるもの、②督撫（とくに巡撫）の兼理によるもの、③將軍・織造・塩政の兼理によるものに分け

表2 乾隆18年における税収及び監督の差遣

関名	乾隆18年税収	監督の本官
(1) 粵海関	515, 188	①内務府官
(2) 滄墅関	495, 226	②蘇州織造
(3) 九江関	354, 234	①内務府官
(4) 淮安関	325, 163	①内務府官
(5) 蕪湖関	316, 825	②安徽巡撫
(6) 閩海関	314, 448	③福州將軍
(7) 鳳陽関	287, 920	②廬鳳兵備道
(8) 南北新関	216, 562	③杭州織造
(9) 揚州関	201, 908	②江蘇巡撫
(10) 夔関	163, 114	②四川巡撫
(11) 太平関	137, 297	②広東巡撫
(12) 竜江西新関	129, 915	③江寧織造
(13) 京師崇文門	102, 175	①内務府官
(14) 韓関	90, 682	②江西巡撫
(15) 浙海関	87, 654	②浙江巡撫
(16) 江海関	77, 509	②江蘇巡撫
(17) 天津関	74, 569	③長蘆塩政 未詳
(18) 梧廠	63, 008	未詳
(19) 武昌廠	53, 967	②湖北巡撫
(20) 尋廠	45, 820	未詳
(21) 臨清関	43, 305	②山東巡撫
(22) 荆関	41, 617	①中央司官
(23) 山海関	32, 200	①中央司官
(24) 関安関	23, 365	未詳
(25) 張家口	20, 000	①中央司官

- ①京官からの差遣
②督撫の兼官
③將軍・織造・塩政兼理。

税収については乾隆会典により、監督の本官については、各地方志、及び『乾隆檔』より大体の傾向を示した。

これらというのである。これを乾隆十八年の税収順位に従って表にすると表2のようになる。

これからまず気付く傾向は、内務府関連の官（内務府官及び織造等）の優越である。すなわち、(1) 粵海関、(2) 滄墅関、(3) 九江関、(4) 淮安関、(8) 南北新関、(12) 竜江西新関、(13) 京師崇文門が内務府関連の官で監督されているのである。巡撫の兼官による関が(5) 蕪湖関を最大

とするのに比較すれば、内務府関連の官の常関監督差遣における優越性は明らかであろう。この諸関のうちから、(1)粵海関、(2)浙墾関、(3)九江関、(4)淮安関、(7)鳳陽関を選んで康熙十年から乾隆六十年までの常関監督の任官者を列挙したものが次の表3である。これに従ってまず康熙年間から傾向を見ていくことにしよう。

ここでまず注目されるのは、部分的な地方官による兼管を除き、五関全てにおいて関差が一年ごとに交代していることであり、また再任が全くといっていいほどないことである。これは、『雍正会典』卷五二、戸部、関税に、

(康熙) 八年覆准、各関仍令六部滿漢官員、論俸掣差。先差過者、不准再差。

とある規定に沿うものである。さらには、再任禁止の規定は異なる関の間にも適用されるのであろう。ある関の監督を経験した後、他の関の監督に就くという例がほとんど見られないというのも、この時期の重要な特徴である。「掣差」の「掣」とはくじびきの一種である掣籤のことであると考えられるが、これによって関の監督が選任されたということによって、再任の禁止、任期一年の原則の背景には、関差就任に対する官界の強い欲求が存在し、そのために定額以外の税收——いわゆる贏(盈) 余銀兩——を私得することができる関差という「美欠」をなるべく多くの官員に開放しなければならないという必要性が存在したと考えられる。

しかし、康熙末年になると変化があらわれる。それは、毎年の定額を満たし得ない関がでてくるようになり、それらが地方官の兼管に付されるようになるのである。ここでは、鳳陽関がそれにあたる。³³⁾ さらに康熙六十一年に至り、雍正帝はこれを全国の常関に拡大適用することを決定するのである。これを受けて、粵海関は広東巡撫、浙墾関は江蘇巡撫、淮安関は漕運総督、九江関は江西巡撫、鳳陽関は安徽巡撫の兼管となる。地方官兼管制の施行は、管関監督による関税盈余の私得の否定を意味するが、それはまた、関税盈余の私得と深い関係にあった監督の任期一年、再任・重任の禁止という原則の崩壊をも意味するものであった。

しかし、全国的な地方官兼管制は長くは続かなかつた。雍正元年、漕運総督の兼管に委ねられていた淮安関へ、光祿寺少卿慶元が差遣され、関差制が復活したのを皮切りに、乾隆前期にかけて、浙墾関・九江関・粵海関等の大関が次々に地方官兼管制から脱落していく。すなわち、浙墾関は蘇州織造の兼管により、九江関と粵海関は内務府官の差遣によって管理されることになったのである。この結果、乾隆十年代には、先引した『乾隆会典』の規定のごとく、中央官庁司官によって管理されるも

表3 康熙10年～乾隆年間の大関監督一覧

	粵海関	游壆関	淮安関	九江関	鳳陽関
康熙10			丹代	金世卿, 劉毅, 申奇猷	郭起礼, 盧元培
11			陳肇昌	舒淑布, 佟国琦 尚天霖	達哈塔, 田慶曾
12		陳常夏	耿變忠	劉果	楊鍾岳
13		郭里	薛坤	郭孝	譚洪憲
14		碩羅	他納庫		(高必大) 鳳陽府知府
15		高瑱	翁奕		(\diamond) の兼管
16		汪世選	郭愷		(\diamond)
17		鄂木愷	李耀祖		(\diamond)
18		陶羅	紀爾塔渾, 德明		(取繕志)
19		年哈	劉乘思		(\diamond)
20		鄂屯	杜能格		詹布礼
21		長命	伊壘		渾布
22		黃彪	馬士貞	阿喇密	王之麟
23		高必弘	江映龍	張天覺	蘇爾特
24	宜爾格図	蔡音達	杜琳	尹泰	思丕
25	\diamond	桑格○	席特庫	辛保	戴訥
26	觀音保○	禪代	奈馬代	伊世泰	安褚庫
27	莫音保	桑豪	莫礼普	蕭永藻	郭礼
28	舒恕	聞承詔	蔣洪緒	李錫	孫起輪
29	李杰	伊道	夏宗瞬	譚日章	白特
30	龔翔麟	馬逸姿	費雅漢	劉起竜	宋永康
31	陳学夔	布達理	席爾登	陳国柱	張進孝
32	黑色	渾哲	克什特	科爾坤	敷布庫
33	沙里布	来保○	桑格○	張忠斌	勒德
34	謝雲從	董殿邦	西爾図	王鳴裂	魏純仁
35	馬雲祥	王謙図	達爾漢	劉元祿	艾色
36	呉礼善	瓦爾達	瓦哩哈	鄂齊礼	梁允淳
37	黒申	図爾親	羅密	喇木章	宝柱
38	索爾弼	索爾敏	馬爾漢	尼什哈	額林徹, 伍什
39	薩哈達	舒古鼎	邁図	鄂奇	雅爾布
40	費揚古	王士俊	鄂穆索	保德	朱滿
41	海寿	舒蘭	查林布	鄂倫泰	額爾德
42	孫斌	来保○	訥言	呉進泰	孫塔
43	安泰	納漢泰	達色	荆山	\diamond
44	卓仏和	巴錫	図蘭	雅株	薩哈齊
45	德政	李延禧	哈代	朱爾錫	金泰
46	\diamond	額克育格	勒奇納	朝爾代	碩色
47	常索	図巴海	松山	保住	全宝
48	查爾布	華善	希達	趙德	\diamond
49	李国屏	清海	窪哈哩	邵宝	阿哈納
50	紀賽	劉武	蘇赫	莽吉録	劉柱
51	巴頼	巴泰	\diamond	勒色里	郭起
52	\diamond	招金泰	森図	達哈塔	法僧, 巴福寿
53	韓楚漢	佩図	党古礼	舒琳	胡新泰
54	哈爾金	索柱	呉爾賽	達圖	羅岱
55	\diamond	呉善	常德	雅図	(梁世勛) 安徽巡撫

27	◇ (蘇昌) 総督	〈陳宏謀〉巡撫 〈金瑛〉蘇州織造 〈薩載〉蘇松兵備道	◇	◇	◇
28	方体浴◎(蘇昌)	〈薩哈岱〉蘇州織造	〈高晋〉総督, 富貴	海紹	〈李永標〉◎◇ 〈卓爾岱〉◇
29	方体浴◎	〈普福〉◎◇	富貴	◇	〈卓爾岱〉◇
30	◇	〈薩載〉◇	◇	海紹(唐琦) 駅塩兼巡 査臨道	◇
31	徳魁	◇	富貴, (普福) 西准塩政 〈李宏〉	海紹	◇
32	◇	◇	方体浴◎	◇	〈李質穎〉◎◇
33	◇	◇	◇	舒善(唐琦) ◇	◇
34	◇ (李侍堯) 督	◇	◇	伊齡阿◎	〈貞保〉◇
35	徳魁	〈舒文〉◇	◇	◇	〈富綱〉◇
36	◇	◇◇	◇	◇	◇◇
37	◇	◇	〈國棟〉道官 〈陶勇〉知府 國棟	◇	〈棟文〉◇
38	◇ (李侍堯) 総督	◇	伊齡阿(37.11から)	全徳◎	◇
39	李文照, 徳魁	◇	◇	◇	◇
40	徳魁	◇	寅著◎	◇	◇
41	◇	◇	伊齡阿◎	◇	〈王站住〉◇
42	◇ (楊景業)	◇	◇	◇	◇
43	図明阿	〈全徳〉◎蘇州織造	寅著◎	全徳(李壽) 〈李蔚〉按察使	〈基厚〉◇
44	◇	◇	◇	〈額爾登布〉◎分巡広 饒九南兵備道の兼管	◇
45	(巴延三) 総督	◇	〈何文燾〉, (西寧) 徵瑞◎	◇	〈勤保〉◇
46	伊齡阿, 李質穎◎	◇	◇	◇	◇
47	李質穎◎	〈四徳〉◇	全徳◎	◇	〈永保〉◇
48	◇	◇	◇	◇	◇
49	穆騰額	◇	福海	〈穆克登〉分巡広饒九 南兵備道	◇
50	◇	◇	◇	〈虔礼保〉◇	◇
51	◇ 仏寧	◇	◇	〈海紹〉◇	◇
52	仏寧	◇	〈李奉翰〉	◇	◇
53	◇	◇	徵瑞◎	◇	〈和齡〉◇ 〈述徳〉◇
54	仏寧(図爾布) 巡撫 (壽徳) 將軍 額爾登布◎	〈奇豊額〉 藩司 〈徵瑞〉◎	董椿	〈善泰〉◇	〈述徳〉◇
55	額爾登布◎ (郭世勲) 巡撫	〈徵瑞〉◎	◇	〈福昌〉◇	◇
56	◇	◇	◇	◇	〈-] 王昌〉◇
57	盛住◎(56.12から)	〈奇豊額〉巡撫 〈五徳〉	◇	〈福英〉◇	◇
58	◇ (福昌) 將軍	〈五徳〉	盛住◎	◇	◇
59	蘇楞額(58.8)から	◇	◇	◇	◇
60	舒璽(59.10)から	〈奇豊額〉, (徵瑞)◎	◇	〈全徳〉◎◇	◇

凡例 () 地方官による兼管(蘇州織造を含む)

() 暫理

◎同一, もしくは異なる関で二度以上監督となったもの

※雍正2年-乾隆3年の九江関は江西巡撫が監督を兼管し、所載の官に遠委したものであると思われる。

典拠

粵海関…道光「粵海関志」卷七、設官

游墅関…香坂昌紀氏「清代游墅関の研究 I」より

淮安関…「統籌淮関統志」卷八題名及び光緒「淮安府志」卷十一、職官

九江関…同治「九江府志」卷二五、職官。なお雍正元年までの差違年次は引用者の推定。そのため、康熙末年には3年のズレが生じる。

鳳陽関…光緒「鳳陽府志」卷六下、秩官表

表4 関差(管関監督)を歴任したもの

康熙	観音保	粵海関 26年, 57年	乾 隆	德魁	粵海関(乾隆31, 49)
	桑格	滄墅関→淮安関		伊齡阿	九江関→淮安関(乾隆37, 41)
	来保	滄墅関 33年, 42年(但し、旗が異なり、別人の可能性あり。)		寅著	淮安関(乾隆40, 43)
雍正・乾隆	海保	蘇州織造(雍正8, 乾隆元)		全德	九江関→蘇州織造→淮安関→九江関
	唐英	淮安関→九江関→粵海関→九江関		微瑞	淮安関(46, 53)→蘇州織造
	安寧	滄雲関(乾隆4, 18)		盛住	粵海関→淮安関
	伊拉齊	淮安関(乾隆5, 20)		李質 穎	鳳陽関→粵海関
	普福	淮安関(乾隆14, 22)→蘇州織造		李永標	粵海関→鳳陽関
	高恒	(山海関)→淮安関→(張家口)→淮安関			
	尤拔世	鳳陽関→九江関→粵海関			
	方体浴	粵海関→淮安関			

の、巡撫等の兼管によるもの、織造・塩政等の兼管によるものの三種に常関が大別される状態になるのである。

しかし、関差制が復活された場合でも、完全に、康熙年間の制度に戻ったわけではない。表3から、歴然とわかるように、雍正・乾隆年間の管関監督は二年以上にわたり在関して管関の任に当たるものが多く、また、度々再任も行なわれ、さらには、同一の人物で複数の関の監督を歴任するものも多数現われている。表3からそれを抜粋したのが表4である。こうした再任・重任が可能な関差選任の方法は、当然ながら、康熙期のような掣籤ではない。「実録」乾隆四十五年十一月辛卯に、

又諭、向來各部院司員、保送三庫・税差・錢局・坐糧厅等項、每有將曾經得差人員、未隔數年、復行保送者。

とあるように、保送(保証して推薦すること)によって選任されているのである。保送によって、特定の範囲の人間が長年にわたって管関の任につくという傾向は、一つには、その人物の能力、つまり、いかに多くの税収をあげるかということが重視された結果であると考えられるが、理由はこればかりではない。乾隆帝はこれに続いて次のようにいう。

不知在京滿漢司員、人數本多、此等得項較優之差、自應令其均霑普及、若出差未久、復予保送、則從未得者、未免多有向隅。嗣後、保送此等差使之員、其已經派過者、著於十年後、方准再送。如堂官等、違例濫混保送、經朕查出、及被人參奏者、即照例庇例議處。著為令。

これによれば、乾隆帝は、かかる再任等の頻出に難を示しているのである。ところが実際には、微瑞が、五十四年、六十年と十年を置かず淮安関監督とな

つており、大関監督の差遣傾向においては、この上諭の前後ではほとんど変化はない。ここで、「如堂官等、違例朦混保送、云々」とわざわざ明記していることから、少くともこれ以前の再任・重任の頻出は、帝に管関監督等の推薦をする段階で官僚体系内部において何らかの操作が行なわれ、それによって少数の人員へ管関監督のポストが集中していった結果であろうと思われる。こうした再任・重任の傾向が、この上諭の下された乾隆四十五年以降にも変化がないことから、やはりこれ以降も、そうした官界内部の操作がなくなり続けられたと考えられる。すなわち、管関監督Ⅱ関差という「美欠」——盈余を報解しても、それはなお「美欠」である——をめぐる官界内部の力関係が反映されているのである。

次に塩政Ⅱ巡塩御史の差遣傾向を見ていくことにしよう。

『雍正会典』卷五一、戸部、課程三、塩法下、塩法通例に、

凡官員監理、順治初、差長蘆・兩淮・河東巡塩御史、各一員、總理直隸・山東・江南・湖広・江西・河南・浙江・山西・陝西塩務、一年更差。其福建・広東・広西・四川・雲南・貴州六省塩政、舊隸巡按、後改隸巡撫。

とあり、各行塩区の管理には、巡塩御史によるものと、巡撫によるものの二種があったことがわかる。この巡塩御史によって管理されるものうち、兩淮・長蘆・河東の三つの行塩区を選び、その塩政Ⅱ巡塩御史を表にしたのが次の表5である。ここでもまず注意を引くのは、この差遣の傾向が大関の関差の差遣傾向に非常に類似していることである。康熙十年に、滿漢各一員を差遣する制度が改められて以来、康熙六十一年まで少数の例外を除いて、任期一年の制度が厳密に守られている。また、康熙四十三年から五十六年にかけて曹寅と李煦が、ほぼ交代して兩淮塩政の任に就いていること、並びに邁色が二十八年も経た後、再任されている（但し同一人物かどうかは定かではない）のを除き全く再任がない。また異なる塩区の塩政を歴任する例も兩淮河東の塩政となった常寿以外には見られない。さらには、塩政中に占める滿州人の比率は高く、康熙二十年代以降の兩淮・河東、四十年代以降の長蘆では、漢人（漢軍八旗を除く）の塩政はほとんど見られなくなる。

これが、雍正期に入ると全く様相を変える。兩淮・長蘆では塩政の任期が長期化し、河東の塩政は地方官の兼管となる。これも関差の場合と非常に類似しているといえよう。しかも、この地方官兼管も大関関差の地方官兼管制同様、長くは続かず、雍正十三年以降は塩政が再び差遣されることになるのである。

次いで乾隆年間は全くこの雍正年間の傾向を継承することになる。任期はますます長期化し、同一の塩政に十年以上も在官するものさえ出るようになるのである。加えて、再任も度々行なわれ、両淮塩引案の中心人物、普福は三度、延べ八年の長きにわたって、同じ両淮塩政の任に就いているのである。次に、異なる塩区の塩政を歴任しているものについて注目すれば表6のようになる。このような、再任・重任や異なる塩区塩政の歴任によって、乾隆期の塩政ポストもまた関差の場合同様、かなり狭い範囲の人間によって占められていたということができるのである。

さて、表3と表5の乾隆期の部分及び表4を見比べると、そこに列挙されている名が非常に似かよっていることに気づくであろう。そこで、各関及び塩政を歴任したものを表にすると表7のようになる。雍正・乾隆年間においては関の監督を経験したものの多くが塩政の任にも就いているのである。これは先にも述べたように利益の多い職欠を争う官界内部の力関係が反映したものであるとともに、これらが同じく経済流通に関係したポストであることから、その途に熟練した人物をこれらのポストに就かせ、より多くの税収を獲得しようとする清朝国家の意図が反映したものであらうと思われる。管関監督が塩政に関係するのは、塩船を関上で稽查するばかりではなく、次のような場合がある。

刑部左侍郎臣黃炳等謹奏、為奏聞事。竊查慶元嚇詐潘尚智一案、：（中略）：今將伊用事家人陳八夾訊、：（中略）：臣等復問其、「此外有無借放与人」。拠供「我主兒有四万両銀子、借与塩商程樹先、是分半利息、去年九月裡、我進京去了。是余二經手的。我也有一千両銀子、借与他生息、是二分利錢、此事梅七知道」等語。：（中略）：拠程巨函供「我兒子在京裡去了。我兒子、平日時常、与陳八・余二相与往来、是実。今陳八既說、我兒子借他四万一千両銀子、我情愿認還」：（中略）：竊、巨函淮北商人、縁塩船經過淮関、屢被前任慶監督指勒遲留、商男程樹先至関催船、因与内使余二・陳八相識、不料伊等自雍正三年九月起、陸續借与商男銀四万一千両。今陳八供出。

これは雍正元年～四年の淮関監督慶元が多量の銀兩を私得したことに關する奏摺であるが、彼は関稅收入の一部を塩商に貸与し利息をとっていたのである。これは管関監督の正当な業務ではないが、こうした面で、管関監督は既に塩商と關係を持っていたのである。こうした關係を清朝は利用したのではないだろうか。しかも、こうした塩商相手に、公的な財政收入を資本とした高利貸的經營を実行するには、一年の任期では不可能であり、長期の任期を必要としたといつてよいであらう。

表5 康熙10年～乾隆年間の兩淮・長蘆・河東塩政一覽

	兩淮	長蘆	河東
康熙10	陳可畏, 色克德	謝兆昌, 花尚	楊維喬, 穆成格
11	森爾古	哲備	常書
12	劉錫	拉自	何元英
13	魏双鳳	凱音布	朱尚義
14	戈英	賀爾渾	齊世布
15	席珠	呂朝潤	鞠珣
16	郝浴	邁色	徐誥武
17	〃	劉安国	傅廷俊
18	布哈	伊拉哈	曾寅
19	丹代	洪之傑	黃斐
20	堪泰	房廷正	傅喇塔
21	裘充美	喇占	何嘉祐
22	張志棟	戴通	馬爾漢
23	查納哈	蔣鳴梧	滿丕
24	舒書	任珙	李時謙
25	噶薩里	敵曾集	覺羅勒信
26	陶式玉	布爾海	因納哈
27	德珠	王承祐	法爾哈
28	穆舒	江繁	郝惟謙
29	吳達哈	顧鐔	索里
30	喀拜	阿爾賽	格爾特
31	觀音布	顧素	賽因
32	賈色	余泰來	法特哈
33	常壽	色爾里	勒貝
34	雅因	周士皇	麻色
35	辛保	劉柱	赫明德
36	穆書	赫雅因	頼都
37	卓琳	張泰交	蘇克濟
38	阿爾法	陳育永	常壽
39	赫碩色	劉瀛	節什
40	滿普	赫壽	吳大禪
41	羅瞻	陳嘉績	沙渾
42	噶世因	鄂岱	馬爾泰
43	<曹寅>	常綬	劉子章
44	<李煦>	邁色	孫柱

9	吉慶	伊拉齊	〃
10	〃	〃	衆神保
11	〃	〃	〃
12	〃	〃	〃
13	〃	麗柱	〃
14	〃	〃	慶恩
15	〃	高恒	楊作新
16	〃	〃	西寧
17	普福	吉慶	薩哈岱
18	〃	倭赫	〃
19	吉慶	普福	〃
20	普福	官著	西寧
21	〃	〃	〃
22	〃	〃	那俊
23	高恒	〃	(西寧)薩哈岱
24	〃	〃	薩哈岱
25	〃	〃	〃
26	〃	金輝	〃
27	〃	達色	李質穎
28	〃	高誠	〃
29	〃	〃	〃
30	普福	〃	〃
31	〃	〃	〃
32	〃	〃	達色
33	尤拔世	〃	(普福), (薩哈岱)
34	〃	李質穎	固世衡
35	李質穎	西寧	〃
36	〃	〃	瑤齡
37	〃	〃	〃
38	〃	〃	〃
39	〃	〃	〃
40	伊齡阿	〃	〃
41	〃	〃	〃
42	寅著	〃	〃
43	伊齡阿	〃	巴延三
44	〃	〃	(雅德)

45	〈曹寅〉	訥音布	阿哈善
46	〈李煦〉	桑格	巴克善
47	〈曹寅〉	齊什	特默德
48	〈李煦〉	溫達理	覺羅常泰
49	〈曹寅〉	常保	德貝
50	〈李煦〉	穆哈連	袁保柱
51	〃	倪滿	關保柱
52	〃	希祿	噶世因
53	李陳常	楊保	海保
54	〃	田文鏡	花色
55	〈李煦〉	談尚賢	阿哈納
56	〃	〃	張國陳
57	張心詔	連肖先	舒庫
58	〃	殷達禮	汪國弼
59	〃	莫爾洪	宗燕
60	〃	孫塔	朱之理
61	魏廷珍	傅實	殷德納
雍正元	謝賜履	莽鶴立	傅寧 〈年羹堯〉
2	噶爾泰	〃	〈年羹堯〉川陝總督
3	〃	〃	〈馬喀〉西安布政使
4	〃	顧琮, 馬禮善	〈許容〉西安按察使
5	〃	莽鶴立, 鄭禪宝	〈塞欽〉西安按察使
6	〃	〃	〈碩色〉西安按察使
7	〃	〃	〃
8	伊拉齊	素士齋	〈碩色〉西安布政使
9	〃	〃	〃
10	高斌	鄂禮	〈楊韶〉西安布政使
11	〃	〈兼管天津鈔關〉	〃
12	〃	三保	〈程仁圻〉西安布政使
13	〃	〃	孫嘉淦
乾隆元	尹會一	〃	蘇赫臣
2	三保	準泰	定柱
3	〃	官達	〃
4	〃	〈安寧〉〈伊拉齊〉	〃
5	準泰	三保	〃
6	〃	〃	白起因, 尚琳
7	〃	〃	吉慶
8	〃	〈傅清〉伊拉齊	〃

45	〃	〃	〈喀寧阿〉
46	圖明阿	伊齡阿	〈雅德〉〈譚尚忠〉
47	伊齡阿	西寧, 徵瑞	〈農起〉
48	〃	徵瑞	〃
49	全德	〃	〃
50	〃	〃	〈伊桑阿〉
51	〃	穆騰額	〈福崧〉〈勒保〉
52	徵瑞	〃	〈明興〉
53	全德	〃	〈海寧〉
54	〃	〃	〃
55	〃	〃	〃
56	〃	〃	〃
57	〃	〃	〃
58	巴寧阿, 董椿	巴寧阿, 徵瑞	〃
59	董椿	徵瑞	〃
60	蘇楞額	方維甸	〃

凡例 〈 〉兼管

() 暫理

典拠 兩淮…同治「兩淮塩法志」卷三四、職官三
長蘆…嘉慶「長蘆塩法志」卷一四、職官下
河東…乾隆「河東塩法備覽」卷三、官職門

表6 乾隆年間塩政を歴任したもの

三保	長蘆塩政→両淮塩政→長蘆塩政
伊拉齐	両淮塩政→長蘆塩政
普福	両淮塩政→長蘆塩政→両淮塩政→(離任)→両淮塩政
高恒	長蘆塩政→両淮塩政
伊齡阿	両淮塩政→(離任)→両淮塩政→長蘆塩政
徵瑞	長蘆塩政→両淮塩政
李質穎	河東塩政→両淮塩政

表7 複数の関を歴任あるいは塩政を歴任したもの

康熙年間	
丹代	淮安関→両淮塩政
観音保	粤海関26年, 57年
遭色	長蘆塩政16年, 44年
桑格	游墅関→淮安関
来保	游墅関33年, 42年
常寿	両淮塩政→河東塩政
雍正, 乾隆年間	
高斌	蘇州織造(游墅関)→両淮塩政
海保	河東塩政→蘇州織造 雍正8, 乾隆元
三保	長蘆塩政→両淮塩政→長蘆塩政
唐英	長蘆塩政→淮安関→九江関→粤海関→九江関
準燾	長蘆塩政→淮安関→両淮塩政
安寧	長蘆塩政→游墅関, 乾隆4, 18
伊拉齐	両淮塩政→淮安関→粤海関→長蘆塩政→淮安関
倭赫	淮安関→長蘆塩政
普福	淮安関→両淮塩政→長蘆塩政→両淮塩政(乾20)→淮安関→蘇州織造→両淮塩政
高恒	長蘆塩政→淮安関(張家口)→淮安関→両淮塩政
尤拔世	鳳陽関→九江関→粤海関→両淮塩政
金輝	蘇州織造→長蘆塩政
薩哈岱	河東塩政→蘇州織造
方体浴	粤海関→淮安関
德魁	粤海関(31, 39)
伊齡阿	九江関→淮安関→両淮塩政→淮安関→両淮塩政→長蘆塩政→両淮塩政
寅著	淮安関→両淮塩政→淮安関
全德	九江関→蘇州織造→淮安関→両淮塩政(49, 53)→九江関
徵瑞	淮安関→長蘆塩政→両淮塩政→淮安関→蘇州織造
盛住	粤海関→淮安関
李質穎	河東塩政→両淮塩政→粤海関
李永標	粤海関→鳳陽関
麗柱	長蘆塩政→鳳陽関
西寧	河東塩政→長蘆塩政
蘇楞額	粤海関→両淮塩政

これらの表の中で、いま一つ注目すべき事柄があるが、それについては次の二つの史料を見ていただきたい。

奏為恭謝天恩事、竊、奴才荷蒙恩旨、仍管淮安稅務、奴才兄西寧、又蒙皇恩巡視河東塩政。〔乾隆檔〕第一〇輯、四七〇頁、乾隆二十年正月八日、管理淮安関稅務郎中高恒)

普福与臣胞兄高誠、係兒女姻親、臣受恩至深至重。臣兄高誠、西寧現皆獲罪。(同前 第一八輯、二三四頁、乾隆二十八年六月二十日、高晋)

これらによれば、高恒と西寧は弟・兄の關係(胞兄弟の可能性あり)であり、高晋と高誠は胞兄弟である。高晋は高恒の従兄であるから、高誠も高恒とは胞兄弟の關係にある。しかも、普福は、これらと姻親の關係になるのである。西寧と高誠の就任した官を「乾隆檔」によって検索し列挙すれば次のようになる。

高誠 乾隆16 山海関監督

28 長蘆塩政(33まで)

西寧 乾隆16 河東塩政

28 杭州織造(南北新関兼管)

35 長蘆塩政

また、两江総督・江南河道総督として有名な高晋も一時期、江寧織造を経験している。

このように高恒の一族は、乾隆年間、塩政関差・織造等の利権の多いポストのかなりの部分を占めるに至ったのである。こうしたポストにおける高氏勢力の伸長は、

高樸貪縦負恩、若此、較伊父高恒尤甚、不能念係慈賢皇貴妃之姪、高斌之孫。

と見えるように、高恒の姉妹(則ち高斌の娘)が乾隆帝の貴妃になっており、これによって乾隆帝の寵遇もうけ、また、それによって官界内部でも大きな力を持つていたことに關係するようである。大関関差・塩政ポストが旗人の一部に独占されるといふ乾隆中期以降を象徴的に表わした存在といふことができるであろう。

塩政の差遣傾向の時代による変化は、大関関差のそれとほぼ軌を同じくし、康熙年間には任期一年で更代する原則をほぼ忠

実に守り再任・重任はほとんど見られなかった。しかし、雍正期以降には大関の監督及び塩政の差遣においてこの原則は全くずれ再任・重任が頻出するようになり任期は長期化した。こうして閥差・塩政のポストは、ごく狭い範囲の人間——しかも共通の人間——によって占められるようになるが、その中で高恒・普福の属す高氏一族は、かなりの比重をしめる一族だったのである。こうした高恒・普福が相継いで同一のポストに着くということが両淮塩引案というこの事件の発覚を遅らせたことは間違いない、しかも、この時期、同じく高氏に属する高晋が、塩政を総覧する立場にある両江総督の地位についていたという点も、事件を発覚しにくくしたといえるであろう。

乾隆年間における塩政の任期の長期化は、一方では、経験ある人間の登用によって、より円滑な業務運営、あるいは税収入の増大をもたらしたと考えられるが、一方では、長期化したゆえの非合法的行為——例えば私的な營運生息銀の貸付などの構造的に複雑な手段による行為——をも生みだす可能性をもつものでもあったといえるであろう。

註

(1) 拙稿「清代淮安関の構成と機能について」(『九州大学東洋史論集』第一四号、一九八五年)。

(2) 佐伯富氏「清代塩政の研究」(東洋史研究会、一九五六年刊)第三章、第一節参照。

(3) この事件については、既に佐伯富氏が「清代における塩務の疑獄について」(『東方学』三三二号、一九六六年、『中国史研究』第二巻、一九七一年、東洋史研究会刊所収)で取り上げられているが、近年、『宮中檔乾隆朝奏摺』が台湾から刊行され、新たな史料を扱うことが可能となり、また、事件を生みだした官僚と塩商の関係についても、氏と筆者の間には、解釈に差異があり、再び取り上げて検討する必要があると思われる。

(4) 註(2)書、二二八頁、第五章第三節。

(5) 『宮中檔乾隆朝奏摺』(以下「乾隆檔」と略し、また「宮中檔雍正朝奏摺」は「雍正檔」と略す)第三〇輯、六六四頁、乾隆三十三年五月二十日、両淮塩政尤拔世の奏摺に初出。これが五月末日までには皇帝のもとに届いていたであろう。ただし、『高宗実録』に初出するのは六月七日である。

(6) 『実録』乾隆三十三年六月癸亥。

(7) 同右、乾隆三十三年六月辛巳。

(8) 同右、同年六月壬午。

(9) 『乾隆檔』第三二輯、二〇七頁、乾隆三十三年七月二日、江蘇巡撫彰宝。

(10) 『実録』乾隆三十三年七月癸巳。

(11) 同右、同年八月丙辰。

(12) 『乾隆檔』第三輯、五五一頁、乾隆三十三年八月十一日、江蘇巡撫彰寶・兩淮塩政尤拔世。

(13) 『実録』乾隆三十三年九月丁酉。

(14) 同右、同年九月戊戌。

(15) 同右、同年六月辛巳。

(16) 註(13)に同じ。

(17) 『実録』乾隆三十三年八月丙辰。

(18) 同右、同年八月乙酉。

(19) 『乾隆檔』第三輯、二九二頁、江蘇巡撫彰寶に

慮見曾尚有借給商人程永益等銀兩、在楊宮運等情。…(中略)…：拋商人程永益之子、程樹首報、乾隆二十四年十月内、伊父程永益存
日、立券借慮見曾銀五千兩……。

とある。宮運生息銀については、第四節で扱う予定である。

(20) 『清稗類鈔』中華書局版第三冊、獄訟類「兩淮塩引案」によれば、彼は処刑の前に獄死したとのことである。

(21) 『実録』乾隆三十三年七月癸巳。

(22) 同右、同年七月己酉。

(23) 『乾隆檔』第三輯、三三三頁、乾隆三十三年七月十七日、劉統勳。

(24) 同治『兩淮塩法志』卷三四、職官三。

(25) 『乾隆檔』第三輯、二七四頁、乾隆三十三年七月八日、彰寶には、

拋洪肇根・汪燾供称、楊重英、託交商等、代為宮運銀兩、有一分五厘起息者、有止係一分起息者。乾隆三十一年歲底止、応得利息銀
兩、業經楊重英支取訖、自三十二年正月正月起、至本年六月底止、商人洪肇根名下該利銀、二千五百兩、連本共存銀、一万三千五百兩、
商人汪燾名下該利銀、三千八百兩、連本共存銀二万三千八百兩、二共本利銀三万七千三百兩。
とある。

(26) 『清稗類鈔』「兩淮塩引案」。なお、上書の中の傳桓の奏のもととなったと推測されるものが、『乾隆檔』第三輯、五五四頁、乾隆三十
三年八月十一日、彰寶・尤拔世にある。

- (27) 『清史稿』中華書局版卷三三九による。
- (28) 乾隆『淮関統志』卷八、推使では「鑲黃旗人」とあり、同治『兩淮塩法志』卷三四、職官では「正黃旗人」とある。
- (29) 二十二年・二十三年の間は兩淮塩政により兼管。
- (30) 乾隆『淮関統志』卷八、推使、同治『兩淮塩法志』卷三四、「長蘆塩法志」卷一四、職官下、及び「乾隆檔」による。普福には管見の限り伝がなく、乾隆十四年以前の経歴はわからない。
- (31) 許墅関における監督就任の傾向は、香坂昌紀氏「清代許墅関の研究Ⅰ」（『東北学院大学論集』歴史学・地理学第三号、一九七二年）参照。
- (32) これ以前は、滿漢併用の時期でもあり、また、記録がよく残ってもないので年次が不明確で、ここでは検討しない。
- (33) 『雍正会典』卷五二、戸部、関税に、
康熙五十五年、北新・鳳陽・天津三関監督、題報欠額奉旨、俟監督任滿、交巡撫監收。
とある。なお、淮安関が五十八年に河道総督の兼管となった（直接には両河同知一人が管関する）のは、同書に、
議准、淮関稅務、於兩河同知内、揀選一人管理、每年增節省浮費羨余銀十五万兩。
とあるによれば、おそらく河道工事の財源を淮安関に求めたためであろう。
- (34) 『世宗実録』康熙六十一年十二月辛酉。
- (35) 康熙年間末期に兩淮塩政の任期が不定期になっている。
- (36) 『雍正檔』第六輯、七九五頁、雍正四年十一月二日、刑部侍郎黃炳・河道総督齊蘇勒・蘇州織造高斌。
- (37) 『清史稿』卷三一〇、高斌に「子高恒……從子高晋」とある。
- (38) 『清史列伝』卷一六、高斌。